

**第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例**

**第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例**

**第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例**

**第六十八条の八十九 省略**

第六十八条の八十九 省略  
2・3省略

4 第一项の規定は、各連結法人の当該連結事業年度に係る同項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額の合計額が当該連結事業年度に係る次条第一項に規定する超える部分の金額を下回る場合には、適用しない。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 負債の利子等 負債の利子（これに準ずるものとして第六十六条の五第五項第三号に規定する政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）その他政令で定める費用（当該負債の利子その他政令で定める費用で、これらの支払を受ける者の課税対象所得に含まれるものその他同項第三号に規定する政令で定めるものを除く。）をいう。

四～七 省略

八 特定債券現先取引等 第六十六条の五第五項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。

九 課税対象所得 第六十六条の五第五項第九号に規定する課税対象所得をいう。

10| 9| 8| 7| 6| 5| 4| 3| 2| 1| 省略

第一項に規定する国外支配株主等が二以上ある場合の同項に規定する負債に係る平均負債残高等の計算、同項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例**

第六十八条の八十九 同上  
2・3同上

4 同上

一・二 同上

三 負債の利子等 負債の利子（これに準ずるものとして第六十六条の五第四項第三号に規定する政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）その他政令で定める費用（当該負債の利子その他政令で定める費用で、これらの支払を受ける者の課税対象所得に含まれるものその他同項第三号に規定する政令で定めるものを除く。）をいう。

四～七 同上

八 特定債券現先取引等 第六十六条の五第四項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。

九 課税対象所得 第六十六条の五第四項第九号に規定する課税対象所得をいう。

9| 8| 7| 6| 5| 4| 3| 2| 1| 同上

第一項に規定する国外支配株主等が二以上ある場合の同項に規定する負債に係る平均負債残高等の計算、同項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例

(連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入)

第六十八条の八十九の二 連結法人の平成二十五年四月一日以後に開始する各連結事業年度に関連者支払利子等の額がある場合において、各連結法人の当該連結事業年度の関連者支払利子等の額の合計額から当該連結事業年度の控除対象受取利子等合計額を控除した残額（以下この項及び第四項第一号において「関連者純支払利子等の額」という。）が当該連結事業年度の連結調整所得金額（当該関連者純支払利子等の額と比較するための基準とすべき連結所得の金額として政令で定める金額をいう。）の百分の五十に相当する金額を超えるときは、当該各連結法人の当該連結事業年度の関連者支払利子等の額の合計額のうちその超える部分の金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 この条において「関連者支払利子等の額」とは、連結法人の関連者等（次に掲げる者をいう。以下この項及び第四項第二号において同じ。）に対する支払利子等（その支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）その他政令で定める費用又は損失をいう。以下この条において同じ。）の額（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等の額を除く。）で、当該関連者等の課税対象所得（当該関連者等が個人又は法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該関連者等の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得として政令で定めるものをいう。同号において同じ。）に含まれないもののうち、特定債券現先取引等（第六十六条の五第五項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。）に係るものとして政令で定める金額以外の金額をいう。

一 当該連結法人との間にいすれか一方の法人が他方の法人の発行済株式若しくは出資（自己）が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係又は個人が当該連結法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるもの

二 当該連結法人に資金を供与する者及び当該資金の供与に關係のある者として

政令で定める者

3|

第一項に規定する控除対象受取利子等合計額とは、各連結法人の当該連結事業年度の受取利子等（その支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。）の額の合計額を当該各連結法人の当該連結事業年度の関連者支払利子等の額の合計額の当該連結事業年度の支払利子等の額（前項に規定する政令で定める金額を除く。）の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。

4|

第一項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。  
一 各連結法人の当該連結事業年度の関連者純支払利子等の額が千万円以下であるとき。

5|

二 各連結法人の当該連結事業年度の関連者支払利子等の額の合計額が当該連結事業年度の支払利子等の額（その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等の額及びその連結法人に係る関連者等に対する支払利子等の額で当該関連者等の課税対象所得に含まれるものと除く。）の合計額の百分の五十以下であるとき。

前項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定の適用がある旨を記載した書面及びその計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

6| 税務署長は、前項の書面若しくは明細書の添付のない連結確定申告書等の提出があり、又は同項の書類を保存していなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び明細書並びに書類の提出があつた場合に限り、第四項の規定を適用することができる。

7| 当該連結事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が各連結法人の当該連結事業年度に係る前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額の合計額以下となる場合には、第一項の規定は、適用しない。

8| 当該連結事業年度の第一項に規定する超える部分の金額のうちに各連結法人に係る第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等又は第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人に係るものとして政令で定める金額（以下この項において「調整対象金額」という。）がある場合において、当該各連結法人の当該連結事業年度に当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象金額若しくは同条第四項に規定する個別部分課税対象金額

(当該個別課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該個別部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に係る関連者支払利子等の額が含まれるものに限る。)があるとき又は当該特定外国法人に係る第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額若しくは同条第四項に規定する個別部分課税対象金額(当該個別課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該個別部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に係る関連者支払利子等の額が含まれるものに限る。)があるときの当該連結事業年度における第一項の規定の適用については、同項中「超える部分の金額」とあるのは、「超える部分の金額から第八項に規定する調整対象金額のうち政令で定める金額を控除した残額」とする。

9 第一項の規定により損金の額に算入されない金額のうち各連結法人に帰せられる金額は、政令で定めるところにより計算した金額とする。

10 第一項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項から第四項まで、第七項及び第八項の規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。

(連結超過利子額の損金算入)

第六十八条の八十九の三 連結親法人の各連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において前条第一項(同条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により損金の額に算入されなかつた金額(この項及び次項の規定により当該各連結事業年度前の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。以下この条において「連結超過利子額」という。)がある場合には、当該連結超過利子額(次項の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものを除く。)に相当する金額は、当該各連結事業年度の前条第一項に規定する連結調整所得金額の百分の五十に相当する金額から同項に規定する関連者純支払利子等の額を控除した残額に相当する金額を限度として、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入する。

2 連結親法人の各連結事業年度開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において生じた連結超過利子額のうちに各連結法人に係る次条第一項に規定する特定外国子会社等又は第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人に係るものとして政令で定める金額(以下この項において「調整対象連結超過利子額」

と/or)がある場合において、当該各連結法人の当該各連結事業年度に当該特定外国子会社等に係る次条第一項に規定する個別課税対象金額若しくは同条第四項に規定する個別部分課税対象金額(当該個別課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該個別部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象連結超過利子額に係る関連者支払利子等の額(前条第二項に規定する関連者支払利子等の額をいう。以下この項において同じ。)が含まれるものに限る。)があるとき、又は当該特定外国法人に係る第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額若しくは同条第四項に規定する個別部分課税対象金額(当該個別課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該個別部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額の計算上、当該調整対象連結超過利子額に係る関連者支払利子等の額が含まれるものに限る。)があるときは、当該調整対象連結超過利子額に算入する。

3) 連結法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における前二項の規定の適用については、当該各号に定める超過利子額又は連結超過利子個別帰属額は、当該超過利子額又は連結超過利子個別帰属額が生じた連結事業年度として政令で定める連結事業年度において生じた連結超過利子額とみなす。

一 当該連結法人にイ又はロに掲げる超過利子額又は連結超過利子個別帰属額がある場合

イ 最初連結事業年度(各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)開始の日前七年以内に開始した当該連結法人(ロに規定する連結子法人を除く。)の各事業年度において生じた第六十六条の五の三第一項に規定する超過利子額(同条第三項又は第四項の規定により超過利子額とみなされたものを含み、同条第七項の規定によりないものとされたものを除く。)

ロ 最初連結事業年度開始の日前七年以内に開始した当該連結子法人(当該開始の日の前日が連結事業年度終了の日であるものに限る。)の各連結事業年度において生じた連結超過利子個別帰属額

二 当該連結親法人若しくは連結子法人を合併法人とする適格合併(被合併法人が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人(連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものを含む。)であるものに限る。以下この号に

において同じ。）が行われた場合又は当該連結親法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（当該連結親法人による同号に規定する完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該連結親法人若しくは連結子法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するもの（当該連結親法人との間に連結完全支配関係があるものにあつては、連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものに限る。）の残余財産が確定した場合 次のイ又はロに掲げる超過利子額又は連結超過利子個別帰属額（当該他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該超過利子額又は連結超過利子個別帰属額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結親法人又は連結子法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）

イ 当該被合併法人又は他の内国法人（それぞれロに規定する被合併法人又は他の内国法人を除く。イにおいて同じ。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各事業年度（当該被合併法人又は他の内国法人が連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものである場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日前に開始した事業年度に限る。）において生じた第六十六条の五の三第三項に規定する引継対象超過利子額

ロ 当該被合併法人（当該適格合併の日の前日が連結事業年度終了の日であるものに限る。ロにおいて同じ。）又は当該他の内国法人（当該残余財産の確定の日が連結事業年度終了の日であるものに限る。ロにおいて同じ。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該被合併法人又は他の内国法人の連結超過利子個別帰属額

三 連結法人を合併法人とする合併で当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を被合併法人とするものが行われた場合（当該合併の日が連結法人事業年度開始の日又は当該他の連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日である場合を除く。）又は当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人で当該連結法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が連結親法人事業年度終了の日である場合を除く。）— これらの他の連結法人の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日を含む事

業年度において生じた第六十六条の五の三第一項に規定する超過利子額（当該残余財産が確定した他の連結法人に株主等が二以上ある場合には、当該超過利子額に相当する金額を当該他の連結法人の発行済株式又は出資（当該他の連結法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）

連結法人の次の各号に掲げる連結事業年度における第一項及び第二項の規定の適用については、当該各号に定める連結超過利子個別帰属額に係る連結超過利子額のうち当該連結超過利子個別帰属額に相当する金額は、ないものとする。

一 連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つた場合の当該合併の日を含む連結事業年度（当該合併の日を含む連結親法人事業年度以後の各連結事業年度）当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合に該連結子法人の連結超過利子個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合に該連結子法人の連結超過利子個別帰属額のうち第六十六条の五の三第四項の規定により同条第一項に規定する超過利子額とみなされて当該連結子法人の当該合併の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

二 連結子法人の残余財産が確定した場合のその残余財産の確定の日の翌日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該残余財産の確定の日の翌日を含む連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結超過利子個別帰属額のうち第六十六条の五の三第四項の規定により同条第一項に規定する超過利子額とみなされて当該連結子法人の当該残余財産の確定の日の翌日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

三 連結子法人が破産手続開始の決定により解散をした場合の当該破産手続開始の決定の日の翌日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該破産手続開始の決定の日の翌日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度）

四 連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合（前三号に規定する場合に該当する場合を除く。）のその有しなくなつた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（その有しなくなつた日を含む連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結超過利子個別帰属額）

度において生じた当該連結子法人の連結超過利子個別帰属額

51 第一項及び第二項の規定は、連結超過利子額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度（第三項第一号に定める超過利子額又は連結超過利子個別帰属額）で同項の規定により連結超過利子額とみなされたものにあつては同号イに規定する最初連結事業年度とし、同項第二号又は第三号に定める超過利子額又は連結超過利子個別帰属額で同項の規定により連結超過利子額とみなされたものにあつては同項第二号に規定する適格合併若しくは同項第三号に規定する合併の日を含む連結事業年度又は同項第二号若しくは第三号に規定する残余財産の確定の日の翌日を含む連結事業年度とする。）以後の各連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。）に当該連結超過利子額に関する明細書の添付があり、かつ、第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、これらの規定の適用を受ける金額は、当該申告に係るその適用を受けるべき金額に限るものとする。

6 税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

7 第三項から第五項までに規定する連結超過利子個別帰属額とは、連結超過利子額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

8 第一項又は第二項の規定により損金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額の計算その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十八条の九十八 法人税法第八十一条の三十一第一項の規定は、連結親法人（次に掲げるものを除く。）の平成十四年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、この限りでない。

一・二 省略

2 省略

2 同上

一・二 同上

（中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十八条の九十八 法人税法第八十一条の三十一第一項の規定は、連結親法人（次に掲げるものを除く。）の平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、この限りでない。

(転居業助成金等に係る課税の特例)

第六十八条の百一 省 略

2~12

省 略

13 第二項（第十項において準用する場合を含む。次項及び第十五項において同じ。）又は第三項（第十一項において準用する場合を含む。次項及び第十五項において同じ。）の規定の適用を受けた固定資産については、第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定（第六十八条の三十一及び第六十八条の三十二並びにこれらの規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）は、適用しない。

14~20 省 略

(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百二の二 中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において「中小連結親法人」という。）又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人が損金経理をした金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万元（当該中小連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、三百万元を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち三百万元に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

(転居業助成金等に係る課税の特例)

第六十八条の百一 同 上

2~12

同 上

13 第二項（第十項において準用する場合を含む。次項及び第十五項において同じ。）又は第三項（第十一項において準用する場合を含む。次項及び第十五項において同じ。）の規定の適用を受けた固定資産については、第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定（第六十八条の三十一から第六十八条の三十二まで及びこれらの規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）は、適用しない。

14~20 同 上

(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百二の二 中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において「中小連結親法人」という。）又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人が損金経理をした金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万元（当該中小連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、三百万元を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち三百万元に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

(転居業助成金等に係る課税の特例)

第六十八条の百一 省 略

2~5

省 略

2~5 省 略

2~5 同 上

(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の五 省 略

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定森林經營計劃對象山林 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一條第五項（同法第十二条第三項において読み替えて準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二條第三項二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定（以下この項において「市町村長等の認定」という。）を受けた同法第十一條第一項に規定する森林經營計劃（同条第五項第二号ロに規定する公益的機能別森林施設を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。以下この項において「森林經營計劃」という。）が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備の区域に存するものを除き、一体として効率的に森林施設を行うこととされているものとして財務省令で定めるものに限る。次号において同じ。）をいう。

二 特定受贈森林經營計劃對象山林 被相続人である特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）が贈与（同法第二十二条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）をした立木又は土地等のうち当該贈与の前に市町村長等の認定を受けた森林經營計劃が定められている区域内に存するものをいう。

三 特定計画山林相続人等 次のイ又はロに掲げる者をいう。

イ 相続又は遺贈により特定森林經營計劃對象山林を取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件を満たすもの

- (1) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林經營計劃對象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

第六十九条の五 同 上

2 同 上

一 特定森林施設計劃對象山林 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一條第四項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定（以下この項において「市町村長等の認定」という。）を受けた同法第十一條第一項に規定する森林施設計劃（同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施設を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。以下この項において「森林施設計劃」という。）が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る区域内に存するものを除く。次号において同じ。）をいう。

二 特定受贈森林施設計劃對象山林 被相続人である特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）が贈与（同法第二十二条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）をした立木又は土地等のうち当該贈与の前に市町村長等の認定を受けた森林施設計劃が定められている区域内に存するものをいう。

三 同 上

イ 相続又は遺贈により特定森林施設計劃對象山林を取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件を満たすもの

- (1) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施設計劃對象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(2) 当該相続開始の時から申告期限まで引き続き選択特定計画山林である特定森林經營計劃對象山林について市町村長等の認定を受けた森林經營計劃に基づき施業を行つてること。

□ 贈与により特定受贈森林經營計劃對象山林を取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件を満たすもの

(1) 当該特定受贈森林經營計劃對象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(2) 当該特定受贈森林經營計劃對象山林に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き選択特定計画山林である特定受贈森林經營計劃對象山林について市町村長等の認定を受けた森林經營計劃に基づき施業を行つてること。

#### 四 特定計画山林 次のイ又はロに掲げる立木又は土地等をいう。

イ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けっていた市町村長等の認定(特定森林經營計劃對象山林に係るもの)うち申告期限を経過する時ににおいて森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。口において同じ。)に係る森林經營計劃その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林經營計劃對象山林(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして財務省令で定めるものに限る。)

ロ 被相続人である特定贈与者が贈与の前に受けっていた市町村長等の認定に係る森林經營計劃その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林經營計劃對象山林(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)を同項に規定する

(2) 当該相続開始の時から申告期限まで引き続き選択特定計画山林である特定森林施業計劃對象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計劃に基づき施業を行つてること。

□ 贈与により特定受贈森林施業計劃對象山林を取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件を満たすもの

(1) 当該特定受贈森林施業計劃對象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(2) 当該特定受贈森林施業計劃對象山林に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き選択特定計画山林である特定受贈森林施業計劃對象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計劃に基づき施業を行つてること。

#### 四 同 上

イ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定(特定森林施業計劃對象山林に係るもの)うち申告期限を経過する時ににおいて森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。口において同じ。)に係る森林施業計劃その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計劃對象山林(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)

ロ 被相続人である特定贈与者が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林施業計劃その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施業計劃對象山林(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)

#### 3・4 省略

5 選択宅地等面積(前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として

選択がされた宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計をいう。第二号において同じ。)が四百平方メートル未満である場合において、第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林經營計劃對象山林(特定受贈森林經營計劃對象山林を含む。第一号において同じ。)を同項に規定する

#### 3・4 同 上

5 選択宅地等面積(前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として

選択がされた宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計をいう。第二号において同じ。)が四百平方メートル未満である場合において、第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施業計劃對象山林(特定受贈森林施業計劃對象山林を含む。第一号において同じ。)を同項に規定する

選択特定計画山林として選択をするときは、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。

#### 一 当該特定森林経営計画対象山林の価額

##### 二 省略

8 特定贈与者からの贈与により取得をした特定受贈森林経営計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする特定計画山林相続人等は、政令で定めるところにより、相続税法第二十八条第一項の期間内に第一項の規定の適用を受けようとする旨その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

9 前項の場合において、同項の期間内に、同項の特定受贈森林経営計画対象山林に係る同項の書類が納税地の所轄税務署長に提出されていないときは、当該特定受贈森林経営計画対象山林については、第一項の規定の適用を受けることができない。

10 第一項の規定は、第七項の規定にかかわらず、特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする者の相続税の申告書の提出期限から二月以内に第二項第三号イ(2)又はロ(2)に規定する森林経営計画に基づき施業が行われていた旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の提出がない場合には、適用しない。

##### 11～13 省略

#### (直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第七十条の二 平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、当該贈与により取得をした住宅取得等資金のうち住宅資金非課税限度額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）までの金額については、贈与税の課税価格に算入しない。

##### 1～3 省略

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### 一五 省略

選択特定計画山林として選択をするときは、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。

#### 一 当該特定森林施業計画対象山林の価額

##### 二 同上

8 特定贈与者からの贈与により取得をした特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする特定計画山林相続人等は、政令で定めるところにより、相続税法第二十八条第一項の期間内に第一項の規定の適用を受けようとする旨その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

9 前項の場合において、同項の期間内に、同項の特定受贈森林施業計画対象山林に係る同項の書類が納税地の所轄税務署長に提出されていないときは、当該特定受贈森林施業計画対象山林については、第一項の規定の適用を受けることができない。

10 第一項の規定は、第七項の規定にかかわらず、特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする者の相続税の申告書の提出期限から二月以内に第二項第三号イ(2)又はロ(2)に規定する森林施業計画に基づき施業が行われていた旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の提出がない場合には、適用しない。

##### 11～13 同上

#### (直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第七十条の二 平成二十二年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、当該贈与により取得をした住宅取得等資金のうち住宅資金非課税限度額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）について、贈与税の課税価格に算入しない。

##### 1～3 同上

##### 2 同上

##### 一五 同上

六 住宅資金非課税限度額 特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は住宅取得等資金を充てて増改築等をした住宅用の家屋の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者」とこそそれ次に定める金額をいう。

イ 当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものである場合 特定受贈者が最初に前項の規定の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 平成二十四年	千五百万円
(2) 平成二十五年	千二百万円
(3) 平成二十六年	千二百万円

ロ 当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合 特定受贈者が最初に前項の規定の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 平成二十四年	千百万円
(2) 平成二十五年	七百万円
(3) 平成二十六年	五百萬円

### 3-9 省略

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)

第七十条の三 平成十五年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

### 1-3 省略

### 2-8 省略

(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)

第七十条の四 農業を営む個人で政令で定める者（以下第七十条の五までにおいて「贈与者」という。）が、その農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第三十二条の規定による通知（同条ただし書の規定に

六 住宅資金非課税限度額 平成二十二年一月一日から平成二十三年十二月三十日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。

イ 前項の規定の適用を受けようと/orする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年が平成二十三年のみである者 千五百万円

ロ に掲げる者以外の者 千五百万円

ロ 前項の規定の適用を受けようと/orする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年が平成二十三年のみである者 千五百万円

イ 前項の規定の適用を受けようと/orする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年が平成二十三年のみである者 千五百万円

### 3-9 同上

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)

第七十条の三 平成十五年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

### 1-3 同上

### 2-8 同上

(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)

第七十条の四 農業を営む個人で政令で定める者（以下この条及び次条において「贈与者」という。）が、その農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第三十二条の規定による通知（同条ただし書の規定に

による公告を含む。第一号において同じ。)に係るものと除く。次項を除き、以下第七十条の五までにおいて同じ。)の全部及び当該用に供している採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除く。同項を除き、以下第七十条の五までにおいて同じ。)のうち政令で定める部分並びに当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定める規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。)には、当該農地及び採草放牧地並びに準農地(以下第七十条の五までにおいて「農地等」という。)の贈与を受けた者(以下第七十条の五までにおいて「受贈者」という。)の当該贈与の日の属する年分の相続税法第二十八条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。)の提出により納付すべき贈与税の額のうち、当該農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「納税猶予分の贈与税額」という。)に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。ただし、当該受贈者が、当該贈与者の死亡の日前において第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合にはこれらの方に定める日から二月を経過する日(その該当することとなつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知った日の翌日から六月を経過する日)まで、当該贈与者の死亡の日前において第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には同号に定める日まで、それぞれ当該納税を猶予する。

一 当該贈与により取得したこの項本文の規定の適用を受ける農地等の譲渡、贈与若しくは転用(採草放牧地の農地への転用、準農地の採草放牧地又は農地への転用その他政令で定める転用を除く。)をし、当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、若しくは当該農地等につき耕作の放棄(農地について農地法第三十二条の規定による通知があつたことをいう。以下この条において同じ。)をし、又は当該取得に係るこの項本

による公告を含む。第一号において同じ。)に係るものと除く。次項を除き、以下この条及び次条において同じ。)の全部及び当該用に供している採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除く。同項を除き、以下この条及び次条において同じ。)のうち政令で定める部分並びに当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定める規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。)には、当該農地及び採草放牧地並びに準農地(以下この条及び次条において「農地等」という。)の贈与を受けた者(以下この条及び次条において「受贈者」という。)の当該贈与の日の属する年分の相続税法第二十八条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。)の提出により納付すべき贈与税の額のうち、当該農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「納税猶予分の贈与税額」という。)に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。ただし、当該受贈者が、当該贈与者の死亡の日前において第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合にはこれらの方に定める日から二月を経過する日(その該当することとなつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知った日の翌日から六月を経過する日)まで、当該贈与者の死亡の日前において第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には同号に定める日まで、それぞれ当該納税を猶予する。

一 当該贈与により取得したこの項本文の規定の適用を受ける農地等の譲渡、贈与若しくは転用(採草放牧地の農地への転用、準農地の採草放牧地又は農地への転用その他政令で定める転用を除く。)をし、当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、若しくは当該農地等につき耕作の放棄(農地について農地法第三十二条の規定による通知があつたことをいう。以下この条において同じ。)をし、又は当該取得に係るこの項本

文の規定の適用を受けるこれらの権利の消滅（これらの権利に係る農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。）があつた場合（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定があつた場合を除く。）において、当該譲渡、贈与、転用、設定若しくは耕作の放棄又は消滅（以下第七十条の五までにおいて「譲渡等」という。）があつた当該農地等に係る土地の面積（当該譲渡等の時前にこの項本文の規定の適用を受ける農地等につき譲渡等（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。）があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）が、当該受贈者のその時の直前におけるこの項本文の規定の適用を受ける農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地（当該受贈者が当該贈与により取得した農地等のうち準農地で農地又は採草放牧地への転用がされたもの以外のものに係る土地を含む。）の面積（その時前にこの項本文の規定の適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）の百分の二十を超えるとき その事実が生じた日

三  
四  
省  
略

第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、障害、疾病その他の事由により同項本文の規定の適用を受ける農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として政令で定める状態となつた場合（次条第一項各号に掲げる貸付けができない場合として政令で定める場合に限る。）において、当該農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下次項までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付け（以下第二十三項までにおいて「當農困難時貸付け」という。）を行つたときは、当該當農困難時貸付けを行つた日から二月以内に、政令で定めるところにより当該當農困難時貸付けを行つてゐる旨の届出書を納稅地の所轄稅務署長に提出したときに限り、第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該當農困難時貸付けを行つた農地等（次項において「當農困難時貸付農地等」という。）に係る権利設定はなかつたものと、農業經營は廃止していないものとみなす。

22  
省略

(贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例) 第七十一条の四の二 猶予適用者が、贈与者の死亡の日前に前条第一項本文の規定の

文の規定の適用を受けるこれらの権利の消滅（これらの権利に係る農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。）があつた場合（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定があつた場合を除く。）において、当該譲渡、贈与、転用、設定若しくは耕作の放棄又は消滅（以下この条及び次条において「譲渡等」という。）があつた当該農地等に係る土地の面積（当該譲渡等の時前にこの項本文の規定の適用を受けた農地等につき譲渡等（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。）があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）が、当該受贈者のその時の直前におけるこの項本文の規定の適用を受ける農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地（当該受贈者が当該贈与により取得した農地等のうち準農地で農地又は採草放牧地への転用がされたもの以外のものに係る土地を含む。）の面積（その時前にこの項本文の規定の適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）の百分の二十を超えるとき その事実が生じた日

2  
20  
同上

21 第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、障害、疾病その他の事由により同項本文の規定の適用を受ける農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として政令で定める状態となつた場合において、当該農地等について政令で定めるところにより地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下次項までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付け（以下第二十三項までにおいて「営農困難時貸付け」という。）を行つたときは、当該営農困難時貸付けを行つた日から二月以内に、政令で定めるところにより当該営農困難時貸付けを行つている旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したとき限り、第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該営農困難時貸付けを行つた農地等（次項において「営農困難時貸付農地等」という。）に係る権利設定はなかつたものと、農業經營は廃止していないものとみなす。

22  
38  
同上

但農地貸付を名づけている旨の届出書を納税地の戸主和課税署長に提出したときは、限り、第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該営農困難時貸付けを行つた農地等（次項において「営農困難時貸付農地等」という。）に係る権利設定はなかつたものと、農業經營は廃止していないものとみなす。

21  
20 省略

21  
第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、障害、疾病その他の事由により同項本文の規定の適用を受ける農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として政令で定める状態となつた場合（次条第一項各号に掲げる貸付けができない場合として政令で定める場合に限る。）において、当該農地等について、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下次項までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付け（以下第二十三項までにおいて「當農困難時貸付け」という。）を行つたときは、当該當農困難時貸付けを行つてから二月以内に、政令で定めるところにより当該當農困難時貸付けを行つてゐる旨の届出書を納稅地の所轄稅務署長に提出したときに限り、第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該當農困難時貸付けを行つた農地等（次項において「當農困難時貸付農地等」という。）に係る権利設定はなかつたものと、農業經營は廃止していないものとみなす。

22  
38  
省略

(贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例) 第七十一条の四の二 猶予適用者が、贈与者の死亡の日前に前条第一項本文の規定の

適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地の全部又は一部について次に掲げる貸付け（以下この条において「特定貸付け」という。）を行つた場合において、当該特定貸付けを行つた日から二月以内に、政令で定めるところにより特定貸付けを行つてある旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、当該猶予適用者に係る同項ただし書き及び前条第四項の規定の適用については、当該特定貸付けを行つた当該農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下この条において「特定貸付農地等」という。）に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下この条において「賃借権等」という。）の設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

一 賃借権等の設定による貸付けであつて農業經營基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）のために行われるもの

二 賃借権等の設定による貸付けであつて農業經營基盤強化促進法第二十条に規定する農地利用集積計画（同項第一号に掲げる事業に限る。）のために行われるもの

三 賃借権等の設定による貸付けであつて農業經營基盤強化促進法第二十条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われるもの

前項に規定する猶予適用者とは、前条第一項本文の規定の適用を受ける受贈者の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいう。

一 前項各号に掲げる貸付けを行つた日において六十五歳以上である受贈者  
前条第一項本文の贈与に係る同項に規定する贈与税の申告書の提出期限から当該貸付けを行つた日までの期間（次号において「適用期間」という。）が十年以上であること。

二 前号に掲げる受贈者以外の受贈者 適用期間が二十年以上であること。

3 第一項の規定の適用を受ける特定貸付農地等の貸付けに係る期限（当該期限の到来前に特定貸付けに係る賃借権等の消滅があつた場合には、当該消滅の日。以下この条において「貸付期限」という。）が到来した場合において、同項の規定の適用を受ける猶予適用者は、当該貸付期限から二月以内に、政令で定めるところにより、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等について、新たな特定貸付けを行つてある旨又は当該猶予適用者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

い。この場合において、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等のうち新たな特定貸付けを行つた部分については、新たな特定貸付けに係る賃借権等の設定はなかつたものと、農業經營は廃止していないものとみなす。

4 第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が前項の貸付期限の翌日から一年を経過する日（第七項において「貸付猶予期日」という。）までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより当該貸付期限から二月以内に納税地の所轄稅務署長に承認の申請をし、当該稅務署長の承認を受けたときに限り、当該承認を受けた特定貸付農地等については、第七項（第一号及び第二号に限る。）の規定は、適用しない。

5 前項の承認を受けた猶予適用者は、同項の承認を受けた特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行つた日又は当該猶予適用者の農業の用に供した日から二月以内に、政令で定めるところにより新たな特定貸付けを行つてある旨又は当該猶予適用者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。この場合において、当該承認を受けた特定貸付農地等のうち新たな特定貸付けを行つた部分については、新たな特定貸付けに係る質借権等の設定はなかつたものと、農業經營は廃止していいものとみなす。

6 第一項の届出書が特定貸付けを行つた日から二月以内に提出されなかつた場合、第三項の届出書若しくは第四項の承認の申請に係る書類が貸付期限から二月以内に提出されなかつた場合又は前項の届出書が同項の新たな特定貸付けを行つた日若しくは猶予適用者の農業の用に供した日から二月以内に提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する稅務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところによりこれらの書類が当該稅務署長に提出されたときは、これらの規定及び次項の規定の適用については、これらの書類がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

7 第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、前条第一項に規定する納稅猶予分の贈与稅額に係る同項ただし書及び同条第四項の規定の適用については、第一項の特定貸付農地等に係る貸付期限（第三号又は第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該特定貸付農地等に係る貸付猶予期日（第五項の新たな特定貸付けを行つた日又は当該猶予適用者の農業の用に供した日が当該貸付猶予期日前である場合には、これらの日。第四号において同じ。）において当該特定貸付農地等

(当該特定貸付農地等のうち、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては新たな特定貸付けを行つてある部分又は当該猶予適用者の農業の用に供してある部分以外の部分に限るものとし、第四号に掲げる場合にあつては同号の届出書に係る部分に限るものとする。)について、賃借権等の設定があつたものとみなす。

一 当該貸付期限から二月を経過する日において、当該貸付期限が到来した特定

貸付農地等の全部又は一部について、新たな特定貸付けを行つていない場合は当該猶予適用者の農業の用に供していない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 当該貸付期限から二月を経過する日までに第三項の届出書を提出しない場合

三 当該貸付猶予期日において、当該貸付猶予期日が到来した特定貸付農地等の全部又は一部について、新たな特定貸付けを行つていない場合又は当該猶予適用者の農業の用に供していない場合(次号に掲げる場合を除く。)

四 当該貸付猶予期日から二月を経過する日までに第五項の届出書を提出しない場合

8 第三項から前項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける特定貸付農地等に係る耕作の放棄(前条第一項第一号に規定する耕作の放棄をいう。)があつた場合について準用する。この場合において、第三項中「の貸付けに係る期限(当該期限の到来前に特定貸付けに係る賃借権等の消滅があつた場合には、当該消滅の日。以下この条において「貸付期限」という。)が到来した」とあるのは「に係る耕作の放棄(前条第一項第一号に規定する耕作の放棄をいう。以下この条において同じ。)があつた」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「貸付期限から」とあるのは「耕作の放棄があつた日から」と、「貸付期限が到来した」とあるのは「耕作の放棄があつた」と、「部分については」とあるのは「部分又は当該猶予適用者の農業の用に供した部分については、耕作の放棄及び」と、第四項中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と、「については」とあるのは「については、当該耕作の放棄はなかつたものとみなし」と、第六項中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と、前項中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と、「貸借権等の設定」とあるのは「耕作の放棄」と、同項第一号中「貸付期限から」とあるのは「耕作の放棄があつた日から」と、「貸付期限が到来した」とあるのは「耕作の放棄があつた」と、同項第二号中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と読み替えるものとする。

9 次に掲げる受贈者(第二項各号に掲げる受贈者の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者に限る。次項及び第十一項において「旧法猶予適用者」というのは、第一項の規定の適用を受ける)とができる。

- 一 稟税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 二 租税特別措置法の一一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 三 租税特別措置法の一一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 四 租税特別措置法の一一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）附則第十九条第三項第四号に掲げる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 五 租税特別措置法等の一一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）附則第三十二条第六項第五号に掲げる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 六 租税特別措置法等の一一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 七 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 八 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 九 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けて

いる同項に規定する受贈者

10 旧法猶予適用者が前項の規定により第一項の規定の適用を受けた場合には、当該旧法猶予適用者は前条第一項に規定する受贈者とみなして同条の規定を適用し

前項各号に規定する改正前の租税特別措置法第七十条の四の規定は、適用しない。

- 11 第三項から第八項まで及び前項に定めるもののほか、猶予適用者及び旧法猶予適用者に係る前条第二十六項の届出書の提出その他の第一項及び第九項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)

第七十条の五 第七十条の四第一項の規定により同項に規定する贈与税について納稅の猶予があつた場合において、当該贈与税に係る農地等の贈与者が死亡したとき（その死亡の日前に同項ただし書又は同条第二十九項の規定による納稅の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合、同日前に同条第三十項の規定による納稅の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合及びその死亡の時以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合を除く。）は、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該農地等の受贈者が当該農地等（同条第十七項に規定する一時的道用地等の用に供されている農地等を含むものとし、既に同条第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた農地等を除くものとする。以下この項において同じ。）をその贈与者から相続（当該受贈者が当該死亡による相続の放棄をした場合は、遺贈。次項において同じ。）により取得したものとみなす。この場合における相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該農地等の価額は、その死亡の日における価額（当該農地等が当該一時的道用地等の用に供されている農地等で次条第一項の規定の適用を受けるものである場合には、当該一時的道用地等の用に供されていないものとしたときにおける当該農地等としての価額）による。

2 受贈者が農地等の譲渡等につき第七十条の四第十五項又は第十六項の承認を受けた場合において、これらの規定に該当する譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて当該譲渡等があつた日以後一年以内（当該一年以内に当該農地等の贈与者が死亡した場合には、その死亡の日まで）に農地又は採草放牧地を取得しているときにおける前項の規定の適用については、その取得した農地又は採草放牧地は、当該贈与者から相続により取得した農地等とみなす。

(農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)

第七十条の五 前条第一項の規定により同項に規定する贈与税について納稅の猶予があつた場合において、当該贈与税に係る農地等の贈与者が死亡したとき（その死亡の日前に同項ただし書又は同条第二十九項の規定による納稅の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合、同日前に同条第三十項の規定による納稅の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合及びその死亡の時以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合を除く。）は、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該農地等の受贈者が当該農地等（同条第十七項に規定する一時的道用地等の用に供されている農地等を含むものとし、既に同条第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた農地等を除くものとする。以下この項において同じ。）をその贈与者から相続（当該受贈者が当該死亡による相続の放棄をした場合は、遺贈。以下次項において同じ。）により取得したものとみなす。この場合における相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該農地等の価額は、その死亡の日における価額（当該農地等が当該一時的道用地等の用に供されている農地等で次条第一項の規定の適用を受けるものである場合には、当該一時的道用地等の用に供されていないものとしたときにおける当該農地等としての価額）による。

2 受贈者が農地等の譲渡等につき前条第十五項又は第十六項の承認を受けた場合において、これらの規定に該当する譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて当該譲渡等があつた日以後一年以内（当該一年以内に当該農地等の贈与者が死亡した場合には、その死亡の日まで）に農地又は採草放牧地を取得しているときにおける前項の規定の適用については、その取得した農地又は採草放牧地は、当該贈与者から相続により取得した農地等とみなす。